

フランス革命直後の教育世論 (1)

県知事と初等教育

神山 榮治

L'école dans l'opinion en France juste après la Révolution de 1789 (1) : Le préfet du département et l'instruction primaire

Eiji KAMIYAMA

はじめに

ナポレオン統領政府は、知事制度を発足させるとすぐに全国知事に命じ、それぞれの県域における地誌的調査に当たさせた。パリに届けられた調査結果は、『知事統計』の名前で直ちに公表された。そこには、着任して間もないナポレオン地方執政官の、10カ年の「動乱」直後における公教育の実情に対する態度を知ることができるさまざまな記述が含まれている。

知事制度の創設と同時に、県及び郡の議会も大幅に改められた。県議会は独自の判断で、あるいは所管大臣の要請に応じて、県内の公教育、その中の初等教育と小学校の置かれている状況を踏まえて、県の段階において、ときにはフランス全体を視野に入れて、克服すべき障碍を探索し、知らせ、当面の限られた資源の中で可能な現実的な、かつ地方の世論に受け入れられる改善の具体策を提示した。政府によって公表された『県議会議事摘要』は、このときの地方の世論を事実即して把握することを可能にする究竟の資料であるように思われる。

さらに、国の教育の事実上の大臣であるシャプタルは、彼の公教育の組織改革の計画立案に資する資料を得るために、全国知事に調査書を送付し、管内の郡の議会に回答を督促した。その概要は、アランによって公表された『郡議会要望』資料によって知ることができる。県と市町村自治体の間であって、都鄙の小学校の存在をより身近に知る位置にいる土地所有者や名士など、世論を代表する人びとの心性と認識はいかなるものであったのか。

本稿は、以上の三つの資料を用いて、革命の公教育遺産を継承したナポレオン統治下において、県知事、県議会及び郡議会は初等教育の荒廃した悲惨な状況を目の前にし、革命のヴァンダリズムを嘆き、アンシャン・レジームの宗教と修道会を惜しむとき、この状況をいかに把握したのか、回復と再興を祈願するとき、国民の中の最も人口の多い階級の子どもを教育することにいかなる意味を与えたのか、社会の秩序と道徳刷新の苗床をいかに作り出そうとしたのか、喫緊の課題として国家に何を要望したのか、などについて明らかにすることを目的としている。

第1節 知事、県議会、郡議会

1800年2月17日(共和8年雨月28日)、ナポレオン統領政府(Consulat)はフランス領土の区画及び行政に関する法律を定め、地方行政制度の中央集権化を推進、強化する抜本的な改

革に着手する¹⁾。この大改革のかなめ、それが、周知のように、知事制度の創設であった。

少なくとも 19 世紀の中ごろまで地方行政に君臨することになるこの基本法及び諸施行令によると、フランス領土を構成する全県²⁾（このとき 98 県、革命以降に追加ないし併合された 10 の県を含む）の県庁所在地に知事（*préfet*）、県参事会（*conseil de préfecture*）及び県議会（*conseil général de département*）が置かれる。県は平均して 4 から 5 の郡（*arrondissement communal*）に分けられ、各郡の所在地に副知事（*sous-préfet*）——ただし、県庁所在地のある郡は除く——と郡議会（*conseil d'arrondissement*）、行政の末端にあたる市町村自治体（*municipalité*）に市町村長、助役および議会（*conseil municipal*）が置かれる。知事、県参事会議員、県議会議員、県庁事務局長、副知事、郡議会議員及び人口 5,000 人以上の都市の市長、警視などを任命するのは、第一統領である。

県名士名簿被記載者の中から選ばれ、第一統領、帝政時代には皇帝によって任命される知事は、独裁体制の一徹な信奉者であるナポレオン³⁾の県の段階における唯一無二の主宰者として、行政を一手に引き受ける。雨月 28 日法は、「知事のみが行政を担当する」（第 3 条）と定める。知事の権限の外にあるのは、県議会に付与されている財政に関する一部の事柄だけである。実際に、広範な権限が知事に与えられていた。すなわち、行政訴訟の裁決を主な任務とする県参事会への出席時における議長権と議決権（第 5 条）、人口 5,000 人以下の市町村の首長と助役の任命、人口 5,000 人以上の市町村の首長と助役の具申、人口 5,000 人以下の市町村の首長、助役及び議会議員の罷免など。河川、橋堡、道路の管理、救貧施療、選挙、祭祀の管理、そして徴兵など。もちろん知事は彼に直属する副知事とともに、内務大臣の名において、公教育にも関与しなければならない。毎年、県内を巡視し、その結果を大臣に報告することも知事に課せられている重要な職務である。

このように大きな権力を持つ知事、とりわけ新発明のモールス電信機を備えた県庁の知事は、パリに緊密に結ばれ、内務大臣に服従し、その威光を背に、同じように知事に服従する副知事と市町村長を介して、その権力を執行し、その効果を寒村僻遠の地にまで浸透させなければならない。ゴドショー（J. Godechot）の言葉を借りていえば、県を支配する「小型の皇帝」であり、「ナポレオン集権主義の最も典型的な、最も効果的な機関」であるといっても決して過言ではないであろう⁴⁾。

参事会とともに知事を補佐する任を負う県議会は、県の人口規模に応じて、16 人、20 人ないし 24 人の委員でもって組織される（第 2 条）。任期は 3 年（共和 11 年に 15 年になる⁵⁾）であり、県名士名簿に基づき第一統領によって任命される⁶⁾。県に固有の事柄に関する審議機関である県会は、県内諸郡への直接税の賦課、県の歳出に必要な付加税額の決定及びこれに関する知事の報告の聴聞、郡議会と市町村議会から出される免税の要望の裁決などの事柄を守備範囲とする。また、県会は県内世論の代弁機関でもある。雨月 28 日法は「県議会は、県の状況と必要に関する意見を内務大臣に具申する」（第 6 条）と定める。

県会は、年に一回、2 週間を超えない日程で、原則として、4 月 4 日（芽月 15 日）以降の時期に開かれるが、それを決めるのは政府である。知事は審議に必要な資料を議会に提出する。委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議決できない。議会はその議事録を印刷しなくてもよいが、その写しを直に内務大臣に提出しなければならない⁷⁾。

このように、県財政の一部の決定権を持つ県議会は、県行政を単独で執行する知事の傍で、資料の収集と調査、提案の役割も兼ね備えていることが知られる。

市町村名士名簿に基づき第一統領によって任命される副知事は、arrondissement communalの名称の下に設けられる郡（共和8年にフランス全土に402の郡と5,105の小郡canton）の所在地に置かれ、知事の命の下にあって、徴税と徴兵のほかに、主に郡内の安寧秩序の保持、市町村自治体の管理の監視、祭司にかかわる一部の執行などに従事する。副知事は固有の権限をほとんど持たないが、所掌事務の遂行上必要な命令を定めることができる⁸⁾。

副知事を補佐するのが第一統領によって任命される、任期3年の11人の委員でもって構成される郡の議会である。郡会は、毎年、政府が決める2週間以内の会期で開かれ、郡内市町村への直接税の賦課、市町村の減税要望の裁決、副知事が提出する郡歳出用の付加税の使用に関する報告の聴聞などを行う。更に、郡会は、県の議会と同じように、「郡の状況と必要に関する意見を知事に具申する」（第10条）ことができる。

市町村には、その人口数に応じて、市町村長及び1ないし数名の助役が置かれる。人口5,000人以下の市町村の首長と助役を任免するのは知事である。市町村議会（これも住民数に応じて、議員数が10人、20人ないし30人と決められている）は、毎年、2月3日（雨月15日）に2週間の日程で開かれるが、知事の要請により臨時に招集されることもある。したがって市町村会は諮問的な性格を持つ団体でもある。市町村会に付与されている特権は市町村の歳出・歳入報告を聞き、審議し、その結果を副知事に報告することのほかに、採薪、牧草地、共同の収穫と果実の共有の決定、住民に課せられている土地建物の維持・補修の仕事の配分、市町村の特別の必要を補充するための付加税ないし入市税などの議決である（第15条）。

1800年3月の初めに、第一統領は内務大臣リュシャン・ボナパルト（Lucien Bonaparte）が細心の注意を払って作成した候補者名簿の中から98名の知事を任命した⁹⁾。知事団の誕生である。まず目に付くのが革命時代の議員の登用である。すなわち、立憲議会議員15人、立法議会議員16人、国民公会議員19人、元老会議議員5人、五百人会議議員21人など¹⁰⁾。また知事団の中で最多の職業が県の役人であり——その比率は、最初期の17%が1814年には47%になっている——法曹関係者がこれに続いている¹¹⁾。言語や密売などの難しい問題を抱えている国境の県には、その筋の精通者が選ばれている。例えば、共和11年から1810年までバ・ラン県の行政を主宰したシェー（Shée）はライン川左岸の被征服県の行政官であった¹²⁾。共和主義的世論の県として知られているモーゼルに穏健なコルシャン（Colchen）の後任として派遣されたのは、初等教育に尽力することになるヴォーブラン（de Vaublanc）伯であった¹³⁾。

県会議員の選考もほぼ同じであって、内務大臣は知事に革命の貢献者や国有財産の買主を優先的に指名するよう要請している。しかし、実際には候補者名簿の作成が遅れ、第一統領の選択が先行し、県の元役人が多数議会に呼ばれている。コート・デュ・ノール県では24人中、19人も。またこの県の議会には国民公会議員が2人、札付きのジャコバン党員が2人、五百人会議の代議員が数人いたように、一般に革命家の数は東部の議会よりも西部の議会により多く見られた。逆に、共和主義的色彩の濃い東部には政府は躊躇なく穏健者、ときにはアンシャン・レジームの信奉者も任命している。例えば、バ・ラン県会では大土地所有者13人、公証人5人、卸売商人3人に対して革命的と目されるものは立法議会議員2人とユダヤ教徒1人だけであった¹⁴⁾。

市町村長について見ると、その任期は雨月28日法にはなんの定めもなかったが、1802年8月4日（共和10年熱月16日）元老院決議により5年になり、市町村議会議員の中から選ばれることになる¹⁵⁾。田舎、特に小さな村では、議員のなり手がなく、辞職が頻繁であった。しか

も、多くの場合、無筆であり、怠慢であった¹⁶⁾。

市町村議会議員の任期は、当初、3年であったが、この決議により、10年ごとに半数ずつ更新されることになる。そして、1812年に最初の交代が行われる。去就を決めるのは籤であった¹⁷⁾。

第2節 初等教育に対する知事の態度

1. 知事統計コレクション

シャプタルは内務省に入るとすぐに各県の知事に命じ、調査に当たさせた。それは県内の地勢、産業、農業及び行政の状況を実地に調べ、その結果を速やかに報告させることを目的にしていたが、この機会にほとんどすべての知事が10か年の「動乱」後のフランスの民衆教育の最初の目撃者としての立場に立って、パリに届ける報告書の中にその見聞を書き留め、意見を、あるいは要望を添えることも忘れなかった。惨憺たる光景を前にして言葉を失い、呆然として立ち尽くす知事の姿も見られた。

政府は受理した知事報告書の中から32県を選び出し、共和9年¹⁸⁾と10年¹⁹⁾に印刷して公表した。『知事統計』(*statistique des préfets*)の名称で知られている一種の県誌コレクションがそれである。

更に、政府は共和11年から13年にかけて『統計報告書』(*Mémoires statistiques*)を刊行している。11県の知事の調査結果がここに集められている²⁰⁾。

この『統計報告書』を含む『知事統計』コレクションは、フランス最初の県行政の責任者の、すべての人びとの不可欠な基礎教育に対する態度を窺い知る機会を提供する、数少ない資料の一つであることはいうまでもないが、これにランデュ (A. Rendu)²¹⁾、バボー (A. Babeau)²²⁾、デュリー (A. Duruy)²³⁾、ビュイソン (F. Buisson)²⁴⁾、アラン (E. Allain)²⁵⁾などの調査により新たに確認された約32県知事の同種の報告書を加えることができる。

内務大臣シャプタルの督促による調査は統領政府のこの最初期に限られたのではなく、その後も逐次の必要に迫られて続けられた。このことは、例えば、アルデーシュ県知事が『県行政報告書』を提出したのは共和11年のことであり²⁶⁾、アン県知事の「革命期及び1802年5月1日法律下における教育状況」の一節を含む報告書が掲載されているのが1807年の『知事統計』においてであることから知られる²⁷⁾。

バボーの指摘によると、彼が国立図書館 (Bibliothèque nationale) 保存文書から発掘した知事統計コレクションの中で、公教育の中の初等教育の事柄に関する記述が見られないのはシャラント、マルヌ、オルヌ、ヴィエンヌの4県だけである²⁸⁾。アリエ県知事もこと民衆の学校には沈黙している。しかし、それは無関心とか怠慢とか、あるいはヴォルテール (Voltaire) 風の蔑視を示唆するものでは決してない。というのは、知事は1802年の『知事統計』に収録されることになる『県状況一覧』を届ける以前に、既に、「大部分の住民の特徴になっている貧しい能力、新しい企てに対するお決まりの無関心、不活発、無気力」を何度か訴えていたからである²⁹⁾。

ところで、このとき、アリエ県とともに後方の陣にあったヴィエンヌ県の知事は、その理由は分からないが、沈黙していた。マルヌ県は、1806年の『マルヌ年鑑』が「どこの市町村も市町村の小学校教師を持っている……こうして各地に、熱意と才幹と宗教が壮美輝く堅牢な

円柱を建てている」と自賛し、その円柱に遠からず据えられる「人間の善き道徳と真の名誉である公教育の荘厳な殿堂」を想望することができるような先陣を切る県であった。にもかかわらず、知事は「黙して語らず」であった³⁰⁾。

これ以外の多数の県では、知事は少なくとも『知事統計』コレクションの中では初等教育の目撃の記録者であり、その判定者であり、しかも多くの場合、県下の世論の名における陳情者でもあった。

2. 「無」の初等教育

これらの県知事の中で、マルヌ県のようにあるいは自慢できたかもしれない状況に置かれていた知事は極めて少数であった。すなわち、共和9年に「公教育は数年前から見捨てられていたが、日々、期待どおりの姿になっている。田舎や僻村に広がっている小学校教師の数はかなりのものである。彼らは子どもに読み書き、算術の初歩を教えている」と事実だけを伝えているタルン県知事と³¹⁾、「ほとんどどの市町村にも小学校教師がいる。彼らは読み書き、算術の初歩的な決まりを教えている」と簡潔に述べているバス・ピレネー県知事などである³²⁾。

ロット・エ・ガロンヌ県においても、初等教育は、知事「市民ピエール (Pieyre)」が「これらの学校は県内のすべての場所に広まっている。しかも、年々、読み書きと多少算術のできる子どもの数を増やしている」と報告できる状況にあった。しかし、文盲率の高い地方に芽生えた変化の兆しを見て奮起するピエールにとっては、「小学校はほとんどどこでもその状態は劣悪」であった³³⁾。オーブ県知事も「県内のどの村にも一人の小学校教師がいる」ことを知るとき、「彼が昔の学校の教師と同じ仕事をしている」事実から目を逸らすことはできなかった。知事は「失うものも、得るものもない」教育、時代の流れに取り残されている頑なな学校を俎上に載せることになる³⁴⁾。

これ以外の県では、知事は、実のところ、オーブ県知事が告発することになる学校そのものを持っていないことがしばしばであった。人びとを惹きつける都市はさておき、国民の大部分の生活の場である田舎や村には学校という名のものがもともと存在していなかったのである。当然のこととして、知事の目は一斉にこの学校の不在という歴史の現実に向けられる。オード県知事「市民バラント (Barante)」はその報告書の中で学校に関する項目を「公教育はほとんど無 (nul) である」という言葉で書き始めている。なぜ「無」であるのか。「無」であるのは「田舎には小学校教師がほとんどいないからである。」³⁵⁾ 同じ調子でロアル県知事は「小学校は設けられていないし、全く設けられなかった」³⁶⁾ と断じ、教鞭を執るに相応しい市民の不毛をその原因に挙げる。イール・エ・ヴィレーヌ県知事も「小学校は無 (nulles) である。小学校は大部分の市町村に設けられなかった」³⁷⁾ と。オート・ソーヌ県でも「公教育は……田舎では無に等しい。」³⁸⁾ ウール県でも「学校は人びとの密集するところにしかない。」³⁹⁾ ヴォークリューズ県知事マクスィム (Maxime de Pazzis) もいう、「県内のすべてに学校がある。とんでもない。むしろその逆である。半分以上の市町村には全く学校はない」⁴⁰⁾ と。学校施設の不可欠の要素である教師の不在は、学校の存在の否定にほかならない。村に学校がないとき、しかもそこには学校以外に教育の機会がないとき、それでも初等教育は「無」ではないといえるのであろうか。アン県知事ボシー (Bossi) はいう、「本県では村に教師がいない。だから初等教育は無なのである」⁴¹⁾ と。この種の列挙は際限なく続くであろう。

知事の「無」の烙印は学校を持たない地域に限らず、むしろそれ以上に、現にそこに学校が

あるときでも、その学校に対しても、より頻繁に押された。確かに学校はある。しかし、その学校はかれこれの理由で「無」、あるいは「無に等しい」というのである。

サルト県知事オーブレエー（Auvray）は、共和9年の調査のときに作成することができた学校網の俯瞰図によって小学校のない村の群棲を確認したが、報告書に取り上げて問題にしたのは、「県内の半数を上回る市町村に設けられている」小学校の実相であった。オーブレエーは「これらの組織の悲惨な結果」を知って嘆いた。彼の目に映ずる学校は風前に置かれた灯火のように危うい状態にあった。だれがそうさせたのか。彼は断言する、「小学校に関していえば、無の状態は小学校教師がみんな無能であり、不道徳であることに原因がある」と。「時代色の濃い影響の下で選ばれていた」彼らは、親の信頼を得ることができなかったばかりか、市町村役場、郡の議会、さまざまな立場にいる人びとの顰蹙の的でもあった。至るところに悪弊が根を下ろしていた。知事は懸念し、いう、「現在の組織の中に悪弊が根を下ろしている。この目だった根を放置しておいてはならない」⁴²⁾と。緊急の措置は教師の資質と徳性の確保に直にかかわる選任の仕方の改善ではないだろうか。ドローム県知事「市民コラン（Colin）」が「公教育は大いに改善されなければならない」と主張するとき、その狙いは同じところ、すなわち子どもの教育を掌るその人に向けられていた⁴³⁾。

「無」の小学校は、ヴォージュ県知事の「本県では公教育は少しも顧みられていない」という一言に端的に示されているように、多くの場合、「見捨てられている」学校であった⁴⁴⁾。そしてこの事実が小学校をその名に値しない、精彩がない、内容も希薄な、「無」としかいいようがない存在にせしめていた。オート・ザルプ県知事ボネール（Bonnaire）は述べる、「フランスでは、ほとんど至るところで、公教育は見捨てられている。あるところでは無である」⁴⁵⁾と。同じように県の外に目を広げて、シェール県知事リュカス（Lucas）もいう、「学校の状況は他県とほぼ同じである。つまり教育の最初の段階はいうなれば無である」⁴⁶⁾と。

このとき、文明の恵沢の圏外にあるロゼール県は、教育を最も必要としている「共和国の県」であった。この「共和国の県」という事実にもかかわらず、知事はもう一つの避けられない事実に直面しなければならなかった。「学芸の点で、この地方は最も立ち遅れているが、10年この方なお一層そうなのである。大部分の市町村には小学校の男教師も女教師もない。」⁴⁷⁾ ジェール県では、知事は前進するどころか、「衰退の一途をたどっている」公教育を目撃している。「ここには教えることができる女教師も、男教師も、小学校教師もないからである。」そして類似の結論。知事はいう、「政府はこの種の学校の組織に今すぐに取りかかっても決して早すぎることはない。」⁴⁸⁾ シェール県知事も「その再組織を鶴首して待っている」と。

3. 革命とヴァンダリズム

原因の探求においても、知事は同じところに向かっていた。アン県のボシー（Bossi）によれば、公教育が顧みられなくなったのは革命のときからであった⁴⁹⁾。シェール県の知事リュカスは「昔のさまざまな施設が廃止されて以来、この都市[Bourges]はその滅亡から立ち直ることができないでいる」窮状を訴えた⁴⁹⁾。アンドル県知事は、革命の机上の計画と「公教育が置かれている遺棄の状態」に政府の注意を促し、「今日まで、公教育は立派な理論と巧みな演説の対象であった。しかし、この理論と演説の最中に公教育は革命の瓦礫の下に埋もれてしまっている」⁴⁹⁾という。ウール県でもそれは革命であった。知事はいう、「革命が昔の学校を打ち壊した。しかも革命は新しい制度をつくるために努力したが、いかなる結果も与えなかつ

た」³⁹⁾と。そのアン県には、10年前にはどこの村にも読み書きを教える私的学校があった。どこの町にも読み書き算を教える小学校教師がいた。「革命の直撃を受けて、小学校は壊滅した... ..県内に小学校はかろうじて30あるに過ぎない。」⁴¹⁾ヴァンデ県でも「10年前にはどこの村にも小さな学校 (petites écoles) があった。」⁵⁰⁾小学校は革命のヴァンダリズム (vandalisme) の犠牲者であった。

ローヌ県知事「市民ヴェルニナック (Verninac)」は共和10年に政府に提出する『ローヌ県地政概略』を作成したとき、革命が小学校と中等学校の創設に蹉跌を来たした原因を考えた。そして、未知の真因として探し当てたのが、「革命が引き起こした政治上の軋轢」であった。「このような状況の下では、なにもつくり出すことはできない。どうにかつくり出すことができたとしても、市民の間に政治の不和がなくなる限り、その教育は衰退するに違いない。」⁵¹⁾オーブ県知事は「公教育組織の目まぐるしい変化が育成される世代に致命的な打撃を与えた。不安定な状況は少しも収まっていない」と嘆じた。そして、彼が喫緊の措置として政府に求めたのは、「小学校教師の志気を挫き、若者を無知に委ねている不安定な教育の状態」の速やかな停止であった³⁹⁾。オート・ザルプ県知事ボネールは、共和9年の報告書の中に、「革命は公教育に致命的な打撃を与えた。本県では、学校は悉く破壊されている」と断じ、「すべての人びとに必要とされる教育のこの部分を、すべてのものの手の届くところに置くこと」を目的とする小学校の施設を念願した革命の破産の歴史を総括して、いう、「しかし、克服しなければならない無数の障害を予知することは立法者には至難であった。陋習、共和主義的法律への敵意、狂信、教員俸給の財源の枯渇、これらの障壁がこの望ましい組織を妨げた」⁵²⁾と。

4. 教師の資質と養成

知事コランに強い不安を抱かせたのは、寒村僻遠はいうに及ばず首邑にも散見される不良の教師であった。「その職業にふさわしい人物」はドローム県には希少であった。彼が「教師の選任」を緊急の改善に取り上げたのは、「田舎ではそれがいとも安易に、しかも試験もなく行われていた」からである⁴³⁾。ドゥー・セーブル県では、知事は「この名誉ある、骨の折れる仕事に携わることを望む教育ある市民がいないので、辛うじて文字を書くことができるような人びとに任せなければならない」と苦言を呈する⁵³⁾。ロット・エ・ガロンヌ県では「小学校はどこでも不完全な状態にあった。」ここでも知事はそれが「教師の選考が十分に注意を払って行われていない」ことから生じているのではないかと考えた。実際に、彼の目の前の教師は「ほぼ全員が昔の習慣にしがみついている。」昔の習慣とは、恐らく、小さな学校の商標である個別教授法であるに違いない³⁹⁾。「新しい方式」はすべての教師が学ばなければならない課題であった。

確かに、不適格な教師の蔓延は『知事統計』の中の知事のほぼ共通の問題であった。アン県では「教育の第一段階を引き受けているのは、分別なく弊習に囚われている教師たちである。田舎では特にそうである。彼らは計画も方法もなく、一年の一時期にしか学校を開いていない。」⁴⁴⁾しかも、「最悪なのは」と、知事は付言する、「田舎にはこのような教師もいない」と。既に見たサルト県のように、オアーズ県の知事カンブリ (Cambry) は共和10年にこう知らせた。「大部分が能力を欠いている。彼らの熱意と徳性は評価に値しない。この部分はほぼ無であり、一刻も早く組織を変えなければならない。」⁵⁴⁾知事が小学校教師に付き物の三つの欠乏、すなわち教育、信頼、俸給を列挙したヴォージュ県でも⁴⁴⁾、主だった市町村の住民が「子ども

たちが無力の学校教師に任されているのを見て嘆いている」アルデーシュ県でも³⁶⁾、事情は同じであった。ウール県では、県内の小学校教師約400人のうち、半分が田舎で暮らしていたが、「彼らの教育は実にいい加減なものであり、間違ったアクセントと言ひ回しが用いられていた。」残りの半分は主に都市の子どもを相手に聖務の傍ら教える司祭であった。知事はこの司祭教師の中にある危険を察知している。正書法と文法の基本原則を教えることができる教師は、県内に50人にも満たなかった³⁹⁾。

ドイツの率先を知る位置にある県の知事にとっては、この問題は教師を養成するいかなる組織も持たないフランスの必然の結果であったに違いない。ヴォージュ県知事が「公教育の完成に向けての第一歩」として内務大臣シャプタルに提案したのは、ほかならない「小学校教師のための学校」の創設であった。それは問題の抜本的な解決の要請であった。彼はいう、「彼らは生徒に道徳を教える。だから道徳の授業を受けなければならない。このようにすれば彼らは尊敬を集め、彼らの学校により多くの生徒がやって来るようになるであろう」⁵⁵⁾と。アルデーシュ県知事もフランス語文盲の大群を一掃する捷徑の策として「小学校教師を養成するための手段」を提示した。彼の県の南部では、フランス語を話すのは裕福な階級に属しているごく少数の人びとだけであった。田舎では、司祭は、事件の当事者と証人を尋問する判事のように、日曜日に説教するときには訛語を用いなければならなかった。「この言葉の無知は新しい制度の成功を妨げているだけでなく、良書の普及と当局の通知の伝播を促す教育の力までも麻痺させてしまっている。」知事は、役場の文書の調製がフランス語を知らない教師の手に一任されているありふれた光景を見て、叫んだ。「アルデーシュの文明が彼らの双肩にかかっている」とは！そして知事はこの叫びに共感を誘う言葉を添えることも忘れなかった。「というのは、資源が乏しく、早くから農業に従事しなければならない地方では、教育といえば、それは悉く小学校の教育に抑えられているからである。」明日の文明を担う子ども、しかも学ぶ限られた時間と乏しい機会しか持たない子どもに国の言葉を教える教師、その教師を養成する「手段」を講じることを避けている限り、この「手段」を欠いた政府の「小学校の組織の方式」の号令にいかなる結果も期待できないであろう²⁶⁾。

5. 三つの障碍：無知、子ども労働、貧窮

ところで、この種の陳情の権利を獲得できない県、とりわけ小学校を持たない、あるいは持つことができない村を内に多数抱えている県の責任者にとっては、差し迫った問題として政府に知らせなければならない事柄は、全く別のところにあったに違いない。実際に、大臣は小学校のない村が群棲する地域に一様に見られる無知、頑固な心性、自然的、地勢的条件、アルデーシュ県知事が指摘した乏しい資源、したがって貧困、子どもの労働など小学校の設置を妨げるさまざまな障壁の前に立たされることになるのである。

小学校の外にあって小学校の設置を妨げる障壁とは、一体なんなのであろうか。その最初の一つは、エン県知事「市民ドーシー (Dauchy)」の「至るところで、公教育は無知と不道徳に呑み込まれている」という言葉にいい尽くされているように、無知にあった。村に学校がないのは村人が無筆であるからである。村が恥ずべき道徳に囚われているのは、無筆の必然、つまり村人が善悪の分別に欠けているからである。ドーシーはこのように考え、その歴然とした証拠として、「1790年に400人であった捨て子が共和10年には1,097人になっている」⁵⁶⁾事実を示した。ヴァンデ県が悲惨な騒擾の舞台になったのは、この県の知事の判断によれば、農民が

無知であったからである³⁰⁾。無知は秩序紊乱の苗床である。ジュール県知事が懸念したのは、無知に由来し、善良な人びとを支配している「迷信と狂信」であった。「無知な国民は、常に革命の危険な道具である」と叫び、祭日も集まりも見られなくなっている寒々とした村の様子を知らせたのは、イール・エ・ヴィレーヌ県知事であった³¹⁾。

既述のように、知事ボシーのアン県には、全部合わせて30の小学校しかなかった。このときこの県には約440の市町村があった。学校網の実に見事な不在。だからといわんばかりに、知事は述べる、「基本的な事柄を教えることができる程度の読み書きができる人びとがいるような市町村は、ほとんどない。家族に宛てた一兵卒の手紙に書かれている事柄を知るために、主任司祭のところに助けを求めに行かなければならないような村も、まだ珍しくはない」と。

文盲に慣れ親しんでいる人びとが、子どもの教育に対して示すお決まりの態度は、いかなるものであったのか。アン県知事ボシーはふたつの無で答える。一つは無関心。しかも彼の県では、「子どもの教育に対する田舎の住民の無関心」は凄まじく、それは言語に絶するほどのものであった。もう一つは無理解。彼は教育の利益に気づかない、あるいはそれを知ろうともしない人びとの共通の心性を知らせるために、ある村を引き合いに出して述べる、「304人の住民が暮らしている Perronnas 村は、町から一キロメートルも離れていない。村人はこの町の教育を何時でも手軽に利用できたはずであるのに、読み書きができる者は二人だけである」³²⁾と。オート・ザルプ県知事ボネールも同じことを試みていう、「革命の前でも、後でも、いつも卑俗な言葉で話し、読み書きができることが役に立つことにまだ気付いていない Gapois 村や Serrois 村に住んでいる人たちはほとんど全員、狭い世界の中で無為に暮らし、彼らの模範を子どもたちに遺産として伝えている」³³⁾と。ウール県知事マソン・サン・タマン (Masson-Saint-Amand) も「全く顧みられていない」子どもの教育の背後に見たものは、荒々しい風土を映し出している「住民の性質」であった³⁴⁾。

二つめの障壁は、子どもの労働であった。マソン・サン・タマンの次の一節は、この調査のときのほとんどすべての地域の類似の状況を描いているように思われる。「森林沿いの市町村や、絶えず耕作に励まなければ収穫を上げることができない不毛の土地を持っている市町村では、親が子どもを学校に送ることは困難である。というのは、彼らは子どもに薪やヒースの木を拾い集めさせ、家畜を見張らせているからである。彼らの手伝いは、幼少のときから、家族にはなくてはならない必要物になっている。」³⁵⁾

子どもの労働という必然の原則が作り上げた教育の形態は、周知のように、冬の学校である。働く子どもが学ぶのは農閑期にあたる冬の間だけである。美しい季節の訪れとともに子どもは一斉に田畑や牧草地に追い立てられ、無知の自由を謳歌させられる。万聖節になって学校に戻ってくるとき、彼の知識はどうなっているのであろうか。ロット・エ・ガロンヌ県知事「市民ピエール」を嘆かせたのは、実にこのことであった。彼は述べる、「田舎の学校に子どもが通うのは、農作業が一段落する数か月の間に過ぎない。そして、この頻繁な中断は彼らの教育の期間をいたずらに引き延ばしている。彼らは学ぶ事柄が役に立つようになる前にそれを捨て去ってしまっているからである」³⁶⁾と。常に零から出発しなければならない不毛の循環、これが知事の指摘する三つめの障壁であった。

ヴォージュ県のように、「田舎に学校が開かれる唯一の季節」である冬もまた、その冬季という不可避の事実が、農村部や山岳地方の散居形態と劣悪な交通事情の下では、子どもの就学を阻む障害になっていた³⁷⁾。ヴァンデ県知事はいう、「学びの季節である冬季、道は通行不能

になり、狼が恐ろしい危害を加える地方で、子どもを二里も離れている学校に通わせたがっている母親がどこにいるのだろうか⁵⁸⁾と。

最後の障壁は、小学校教師の不安定な、しばしば窮迫した生活であった。オアーズ県では教師は基本的な三資質、すなわち能力、道徳及び熱意を欠いていたが、知事カンブリ (Cambry) によれば、それは「小学校教師には固定給といったものは全くなく、生徒の親によって支払われるものだけである」ことと関係ないどころでは決してなかった⁵⁹⁾。ウール県においても、凡庸な教師の背後には必ずとっていいほど凡庸な生活、つまり貧しい生活があった。知事マソン・サン・タマンはいう、「小学校教師は国家によっても、市町村によっても支払われていない。彼らの収入といえば、それは施す授業に応じて支払われる 50 サンチームもしくは 1 フラン 50 だけであった」と。しかも、彼らの小学校は、アンジャン・レジームの小さな学校であった。市町村も貧しかった⁵⁹⁾。

6. 改善に向けて：無料と教育修道会

若干の知事がこの隘路に立ち向かっている。ロット・エ・ガロンヌ県では、「すべての者に日常卑近の事柄を教えること」を目的としている小学校が、「土地の状況、住民の貧窮と無頓着」の壁に挟まれていた。もちろん県内には学校を持たない村が散在していた。これを見た知事は、「完成された学校」を持つことよりも、「学校の数を増やすこと」、したがって有能な教師よりも「未熟な仕方でも読み書きを教える小学校教師」をすべての村にゆきわたらせることのほうが急務である、と考へ、学校網の迅速な施設に不可欠な措置を要望した。しかも、それは完全無料の教育であった。彼はいう、「つまり、学校教師に納税者から徴収される十分な固定給が支払われることによって市町村の経費による完全無償の教育が行われる、ということである。このような経費を一度でも出せば、住民はだれでもこれを子どものために用いたがるに違いない」と。そして、これこそ「賢明な政府の神聖な負債であるこの恵沢を遍く広める最も確かな、最も容易な」手段であった⁵⁹⁾。通学の条件という別の事由であったが、ヴァンデ県知事も「すべての市町村に学校がなくてはならない。そして、自由について云々するなら、学校の教師が市町村の資金から給され、すべての子どもが無料で教育されることが、歳出のゆえに、妨げられてはならない」と述べ、公費による無料教育を主張した⁵⁹⁾。

教会の初等教育への関与の是非の問題に関しては、知事は自己の態度を明かすことに慎重であったように思われる。実際に、知事は沈黙していた。そのような中で、「非」あるいは「非」を示唆する態度を示したのは、3 県の知事だけであった。すなわち、教育する司祭の広がり不安を抱いた既述のウール県知事のほかに、「啓蒙の普及を妨げる」三つの要素として、有能な教師の不足、市町村自治体の乏しい財政とともに「司祭の敵意」を取り上げたオート・ザルプ県知事と⁵²⁾、「教育は……単独で、あるいは集団で生活している元司祭の手の中にある」と実情を知らせ、政府に対して、「政府の見解に合った教育を一刻も早く組織することが非常に重要である」と迫ったヴァール県知事⁶⁰⁾。

ところで、このプロヴァンス地方の知事は、こと女子の教育に関しては、なんら憚ることなく、「この教育 [女子] は、当分の間、元修道女に任せても危険は少ない」という。そこには、修道女の「政治的影響力」は男子聖職者に比べてはるかに少ないという、革命の経験から習得した打算が働いていたことが知られる。

ヴァンデ県知事は、間接的ながらも「是」を表明していた。彼が「我々の初等教育制度は少

しも粗末なものではない。宗教の書物を悉く学校から追い出してしまったことが、図らずもこの制度の普及を妨げているのである」と述べたとき、彼が世論を味方にしてきたことは、いうまでもない⁵⁸⁾。

「是」を選択したエン県知事も世論の声の代弁者であった。彼は都市部における民衆教育の再興を念頭に置いて、「都市では、文盲の徒 (*Ignorantins*) の名で知られている昔のキリスト教学校修士たち (*Frères ds écoles chrétiennes*) が惜しまれている。彼らの熱意、徳性、子どもを教育し、自制させる特別の技量は評価されていた」と知らせた⁵⁶⁾。ヴォークリューズ県でも、キリスト教学校の修士と残存している教師の高齢化に伴う小学校の荒廃化に危機を募らせた知事が、これを食い止める火急の措置として提供したのは、人びとの愛惜であった。彼はいう、「俗称で文盲の徒といわれているサン・ティヨン (*Saint-Yon*) の修士たちのこの貴重な学校に人びとは愛惜の情を抱いている⁶¹⁾と。モーゼル県知事も女子の教育に献身していたメスのウルスラ会修女 (*Ursulines*) の評判を知らせるとき、「これらの廢墟の跡に、何もつくられないなら悔やまれるであろう」と付け加えることを忘れなかった⁶²⁾。ヴィエンヌ県では、ポアティエの市議会と郡議会は、若い女子の教育と病人の看護と慰撫に挺身していた灰色僧服修女 (*sœurs grises*) の再建を強く要望していた。知事自身もその実現に尽力したが、「現在は、彼女たちの修道院は任務を正しく果たしていないだけでなく、報復を免れ得ない態度でもって臨んでいる教師たちによって占拠されている」ので、その再建には「慎重」であった⁶³⁾。

(続)

註

- (1) Loi concernant la division du territoire française et l'administration, 28 pluviôse an 8 (17 février 1800), dans Duvergier J. B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat*, t.12, (Paris, 1826), pp.88 – 119.
- (2) Godechot J., *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Paris, 1968, pp.586 – 587.
- (3) *Ibid.*, p.587
- (4) *Ibid.*, p.589
- (5) Constitution du 22 frimaire an VIII (13 décembre 1799), art. 10, dans Duvergier J.B., *op.cit.*, t.12, p.24. Sénatus-consulte organique de la Constitution, 16 thermidor an X (4 août 1802) の第 30 条「県議会議員は、5 年ごとに、3 分の 1 ずつ更新される。」Duvergier, J.B., *op. cit.*, t.13, (Paris, 1836), p.506.
- (6) Constitution du 22 frimaire an VIII, art. 41, dans Duvergier J.B., *op.cit.*, t.12, p.26.
- (7) Godechot J., *op.cit.*, p.591
- (8) *Ibid.*, p.593.
- (9) 岡本 明『ナポレオン体制への道』ミネルバ書房、1993 年、314 頁。Arrêté qui nomme les préfets des départements, dans Duvergier J.B., *op.cit.*, t.12, p.124.
- (10) Godechot J., *op.cit.*, p.588.
- (11) 岡本 明 前掲書 314 頁。
- (12) Godechot J., *op.cit.*, p.589.
- (13) *Ibid.*, p.588.
- (14) *Ibid.*, p.591.
- (15) Sénatus-consulte organique de la Constitution, 16 thermidor an X (4 août 1802) の第 12 条「市町村議会の議員は、10 年ごとに、半数ずつ更新される。」Duvergier J., *op.cit.*, t.13, p.505.
- (16) Godechot J., *op.cit.*, p.597. 内務大臣シャプタルの多少誇張された言葉によれば、フランス全土の 5

分の4の市町村自治体が首長の無筆などの理由により、彼に代わって戸籍簿の調製などの文書を扱う秘書を雇い、その冗費が村の財政を圧迫し、苦しめている。彼は小学校教師に秘書を兼ねさせることを勧める (Chaptal J. A., *Rapport et projet de loi sur l'instruction publique*, Paris, an IX, p.34.)

- (17) Godechot J., *op.cit.*, p.598.
- (18) 共和9年の『知事統計』には、革命後にフランスに併合された新しい2県と、次の8旧県の報告書が集録されている。Hautes-Alpes, Drôme, Ille-et-Vilaine, Orne, Haute-Saône, Deux-Sèvres, Var, Vendée. (*Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire*, article 《Statistique des préfets》, Ire partie, t. 2, Paris, 1887, publié sous la direction de F.Buisson, p.2814).
- (19) 共和10年の『知事統計』には、新県3と次の旧県19。Aisne, Allier, Aube, Aude, Charente, Cher, Gers, Loire-Inférieure, Lot-et-Garonne, Lozère, Marne, Deux-Sèvres, Basses-Pyrénées, Bas-Rhin, Rhône, Sarthe, Seine-et-Oise, Vienne, Vosges.
- (20) 『統計報告書』の中に掲載された11県の中の7県は、Hautes-Alpes, Doubs, Eure, Meurthe, Moselle, Deux-Sèvres, Varである。
- (21) Rendu A., *Essai sur l'instruction publique, et particulièrement sur l'instruction primaire*, t.II, Paris, 1819, pp.367-368. ここには1808年に公表されたVaucluse県の統計と、1803年に政府の命により出版されたMoselle県の統計の中から教育修道会の部分が抜粋されている。
- (22) Babeau A., *L'école de village pendant la Révolution, Paris, 1885*の《Pièces justificatives, XII. Statistique des préfets》。これにより共和9年と10年の『知事統計』及び『統計報告書』に集録されている34県の中の18県のほかに、Ardèche県及び1807年のAin県の初等教育に対する知事の態度を知ることができる。
- (23) Duruy A., *L'instruction publique et la Révolution*, Paris, 1882.の《Appendice, N°16, Statistique des préfets》の中に20県の知事報告書が抄録されている。この中にはA.Babeauの証拠一覧に掲載されていないVienne, Deux-Sèvres, Bas-Rhinの3県の報告書が含まれている。
- (24) *Dictionnaire de pédagogie (D.P.と略記)*, Ire partie, t.I, Paris, 1882及びt.IIの各《県》の項目の記述の中から新たにOise, Doubs, Allierの3県を確認することができる。
- (25) Allain E., *L'oeuvre scolaire de la Révolution 1789-1802*, New York, 1969 (Originally Published, Paris, 1891). 《Notes et documents, G. Enquête de l'an IX, 4. Avis motivés des préfets》. 彼の調査結果により次の22県の報告書が知事統計コレクションに加わる。Maine-et-Loire, Mayenne, Gironde, Charente, Dordogne, Indre, Manche, Lot, Cantal, Haute-Loire, Haute-Marne, Saône-et-Loire, Loire, Eure, Tarn, Pyrénées-Orientales, Vaucluse, Yonne, Seine-et-Marne, Marne, Charente-Inférieure, Seine-Inférieure.
- (26) Le *Rapport de l'administration départementale de l'an XI*, dans *D.P.* article 《Ardèche》, t.I, pp.105-106.
- (27) Le *Statistique des préfets (1807)*, dans *D.P.* article 《Ain》, t.I, pp.39-40.
- (28) Babeau A., *op.cit.*, p.247.
- (29) Le *Tableau de situation du département (1802)*, dans *D.P.* article 《Allier》, t.I, p.55.
- (30) *Annuaire de la Marne*, année 1806 in Bideau, *Etat de l'instruction primaire dans le département de la Marne sous la Restauration*. Comité des Travaux historiques et scientifiques. Notices, Inventaires et Documents; Paris, 1914, t.III. *L'instruction primaire en France aux XVIII^e & XIX^e siècle*, p.165.
- (31) Babeau A., *op.cit.*, p.254. Duruy A., *op.cit.*, p.477. *D.P.* article 《Tarn》, t.II, p.2856.
- (32) Babeau A., *op.cit.*, p.252.
- (33) Babeau A., *op.cit.*, p.251. Duruy A., *op.cit.*, pp.473-474. *D.P.* article 《Lot-et-Garonne》, t. II, p.1717.
- (34) Babeau A., *op.cit.*, p.249. *D.P.* article 《Aube》, t.I, p.140.
- (35) Babeau A., *op.cit.*, p.250. Duruy A., *op.cit.*, p.468. *D.P.* article 《Aude》, t.I, p.143.
- (36) 共和9年芽月9日のロアール県知事の報告。Allain E., *op.cit.*, p.422.
- (37) 共和10年葡萄月4日のイール・エ・ヴィレーヌ県知事の報告。Allain E., *op.cit.*, p.422.
- (38) Babeau A., *op.cit.*, p.253. Duruy A., *op.cit.*, p.473.
- (39) Le *Mémoire statistique du département de l'Eure, adressé au Ministre de l'Intérieure, d'après ses instructions, par M. Masson-Sanit-Amand, préfet de ce département, publié par ordre du gouvernement (an XIII, 1804-1805)*, in B.

- Bodinier, *Cent ans de politique scolaire à Louviers (1789–1914)*, C.N.D.P.de l'Eure, Evreux, 1984, p.19.
- (40) Rendu A., *op.cit.*, t.II, p.367.
- (41) *D.P.* article 《Ain》, t.I, pp.39–40. アン県知事は半ば諦めている、「いまあるもの、つまり冬季にわずかな子どもを集めているが、夏季にはほとんど見捨てられてしまっている 68 の学校を持ち続けること、これが望み得るすべてである」（1803 年 8 月 9 日）と。F. Brunot, *Histoire de la langue française des origines à 1900*, t. IX, Paris, 1927, p.500.
- (42) Babeau A., *op.cit.*, pp.253–254. Duruy A., *op.cit.*, p.476. *D.P.* article 《Sarthe》, t.II, p.2691.
- (43) *Des Observations sur la situation du département de la Drôme* (Paris, an IX), dans *D.P.* article 《Drôme》, t.I, p.737. Babeau A., *op.cit.*, p.250.
- (44) Babeau A., *op.cit.*, p.255. Duruy A., *op.cit.*, pp.478–479.
- (45) *Le Mémoire sur la statistique du département* (le 5 pluviôse IX), dans *D.P.* article 《Hautes-Alpes》, t.I, p.59. Babeau A., *op.cit.*, pp.248–249. Duruy A., *op.cit.*, p.473.
- (46) Babeau A., *op.cit.*, p.250. Duruy A., *op.cit.*, p.470.
- (47) Babeau A., *op.cit.*, p.252. Duruy A., *op.cit.*, p.474.
- (48) Babeau A., *op.cit.*, p.250. Duruy A., *op.cit.*, pp.472–473.
- (49) アンドル県知事報告（共和 9 年花月 28 日）。Allain E., *op.cit.*, p.422.
- (50) Babeau A., *op.cit.*, p.254
- (51) *La Description physique et politique du département du Rhône* (Paris, an X), dans *D.P.* article 《Rhône》, t.II, p.2610. Babeau A., *op.cit.*, p.253.
- (52) オート・ザルプ県知事報告（共和 9 年草月 27 日）。Allain E., *op.cit.*, pp.415–416.
- (53) Duruy A., *op.cit.*, p.471.
- (54) *D.P.* article 《Oise》, t.II, p.2157.
- (55) Babeau A., *op.cit.*, pp.255–256.
- (56) Babeau A., *op.cit.*, pp.247–248. Duruy A., *op.cit.*, p.467. *D.P.* article 《Aisne》, t.I, pp.41–42.
- (57) Babeau A., *op.cit.*, p.251.イール・エ・ヴィレーヌ県知事は共和 10 年葡萄月 4 日に記す、「小学校は無である。これらは大部分の市町村に設けられなかった」と（Allain E., *op.cit.*, p.422）。
- (58) Babeau A., *op.cit.*, p.255.
- (59) *Ibid.*, p.252.
- (60) Babeau A., *op.cit.*, p.254.
- (61) Rendu A., *op.cit.*, t.II, p.367.
- (62) *Ibid.*, p.368.
- (63) Allain E., *op.cit.*, p.431.